

通所受給者証に係るシールの誤送付について（障害福祉課）

保健福祉部障害福祉課において通所受給者証に係るシールを誤送付した事案が発生しましたので、以下のとおり、当該事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過：

- (1) 令和6年5月2日（木曜日）
 - ・ 障害福祉課の職員が、障害児通所給付費支給決定通知書及び通所受給者証のシール2枚（以下「決定通知書等」という。）をA氏及びB氏を含む11人に郵送した。
- (2) 同月10日（金曜日）
 - ・ A氏の保護者（以下「C氏」という。）から、決定通知書等が入った封筒に別人であるB氏の氏名が記載されたシール1枚が同封されている旨の連絡を受けた。
 - ・ 来庁したC氏からシールを回収した。C氏にはB氏に係る情報を口外しないよう依頼し、了承を得た。
 - ・ B氏宅を訪問し、本件事案について謝罪した。
- (3) 同月13日（月曜日）
 - ・ 5月2日に郵送した11人のうち残る9人について、誤送付がないことを電話等で確認した。

2 漏えいした情報

B氏の氏名

3 漏えいの原因

- ・ 窓口対応や電話対応の合間に自席で封入作業を行ったことで、本人以外のシールが混入した。
- ・ 郵送時のダブルチェックにおいて、十分な確認がなされていなかった。

4 再発防止措置

- ・ 入れ間違いが起こらないよう、自席ではなく、別室や執務室内のミーティングテーブル等で封入作業を行う。
- ・ 封入作業時は、必ず2人で決定通知書等の内容を確認する。
- ・ 発送時の確認作業（チェック項目、作業体制等）についてマニュアル化し、課内で共有した。